

令和5年度第1回八戸市総合農政審議会議事録

日 時 令和5年7月31日（月）15:00～16:30
場 所 八戸市庁本館3階 第一委員会室
出席委員 14名 赤澤榮治委員、石川和彦委員、加来聡伸委員、籠田悦子副会長、
木村芳孝委員、澁谷長生会長、寺沢寿一委員、豊澤順造委員、古館豊治委員、
三浦政志委員、水越善一委員、谷地良子委員、山内正孝委員、山道典子委員
八戸市 熊谷市長、松田農林水産部長、松橋農林水産部次長兼農政課長、
寺沢農林畜産課長、根岸中央卸売市場長
事務局 久保所長、小幡 GL、中山 GL、細越

●司会

ご案内申し上げました時間でございます。ただいまから、八戸市総合農政審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、八戸市農業経営振興センターの細越と申します。よろしく願いいたします。

本日の出席者につきましては、お手元の席図をもって、ご紹介に代えさせていただきますと存じます。

それでは、最初に、市長から委嘱状の交付を行いますので、委嘱される皆様は、その場でお待ちください。

（委嘱状交付式）

●司会

皆様、ありがとうございました。

それでは、熊谷市長からご挨拶を申し上げます。

●市長

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、本日は大変御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

このたびは、「八戸市総合農政審議会」の委員をお願い申し上げましたところ、御快諾をいただき、心より感謝申し上げます。

また、委員の皆様には、日頃から、市政運営につきまして、御理解と御協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

さて、昨今の我が国の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や労働力不足等、農業生産における構造的な脆弱化が更に進んでいることに加えまして、食の安全・安心に対する関心

の高まりや、食のニーズの多様化、さらには、AIやIoTなどの技術革新、持続可能な開発目標であるSDGsへの対応等、大きな転換期を迎えております。

このような中、当市の農業におきましては、水稻を始め、野菜、花き、果物、畑作物、畜産物など、地域特性を生かした多彩な農産物の生産が行われており、高速交通網の整備による広域流通体制の充実の下、市内外への出荷により、食糧供給と地域経済の一端を担っております。

当市では、こうした農業生産上の特徴を踏まえながら、生産力向上に向けた各種支援策や、農産物のブランド化の推進、八戸学院大学との連携による農業経営者の育成など、自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進し、より付加価値を高める農業の振興に取り組んでいるところであります。

本日は、委員委嘱後、最初の審議会でございますので、始めに会長、副会長を選任していただき、その後、当市の農林畜産関係の事業と、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更につきまして、御説明いたしますので、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと存じます。

結びに、委員の皆様には、当市の農業の振興はもとより、更なる市勢発展に向け、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。

●司会

ありがとうございました。

本日は15名中14名出席しておりますので、八戸市総合農政審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立いたしますことをお知らせいたします。

最初の審議会の会長の職務は、規則第5条第1項の規定により市長が行うことになっております。本日は、熊谷市長が、会長が選任されるまでの間、議長をつとめます。

●市長

それでは、会長及び副会長の選任を行います。

会長及び副会長の選任は、規則第4条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。

お諮りいたします。互選の方法はいかがいたしましょうか。

●委員

指名推薦でいかがでしょうか。

●市長

ただいま指名推薦とのご発言がございましたが、他にご意見はございませんか。

●委員

なし。

●市長

ご異議なしと認め、選任の方法は指名推薦といたします。どなたかご推薦願います

●委員

澁谷委員を会長に、籠田委員を副会長に推薦いたします。

●市長

ただいま寺沢委員から澁谷委員を会長に、籠田委員を副会長にというご発言がございましたが、ほかにご意見はございませんか。

●委員

なし

●市長

ご意見がないようですので、これより会長の選任につきまして、委員の皆様にお諮りいたします。

澁谷委員を会長に選任することにご異議はございませんか。

●委員

なし

●市長

ご異議がないようですので、澁谷委員を会長に選任いたします。

続きまして、副会長の選任につきまして委員の皆様にお諮りいたします。

籠田委員を副会長に選任することにご異議はございませんか。

●委員

なし

●市長

ご異議がないようですので、籠田委員を副会長に選任いたします。

最初に、会長の澁谷委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

●会長

皆さん改めて、どうもこんにちは。会長に選ばれるのを何度目かなというちょっと忘れるくらいの数をやっておりますが、八戸市の農業にどの程度貢献できたか大変心配なところがありますが、改めて会長としまして皆さんのご協力を得てこの審議会を充実したものにしていきたいと考えております。せっかく挨拶の時間をいただきましたので一言だけ述べます。青森県にとって大変大きな出来事として知事が新しくなりました。宮下知事になりまして、宮下知事は農業の分野では何を主張していたのかということを追って見ていました。農業者の所得を増やしたいということはずっと言っておりました。当たり前のことだなというふうに思う人も多いと思います。ところが、農業所得という統計は今日本にはありません。青森県の所得、農業者の所得はどうなっているかという統計が全くないのですね。従いまして、今の青森県の県庁の中で、農業所得がどういうふうになっているか、その実態を追っている部署はありません。従いまして農業者の経営をどういうふうに変えていくのか、それぞれの農家の実態に則した政策というのが中々できないというのが実態なのです。合わせて申し上げますと、多くの方はご存じかもしれませんが、農業改良普及員という、以前はですね、県の職員であれば農家の方に直接接するところが、そういう改良普及員という方でした。農協で言えば営農指導員という方でした。こうした農家の方と直接接する行政関係者あるいは農業団体で言えば営農指導員、こういう人たちが極端に減っております。

従って益々経営者の実態が分からない。農業者の実態はどうなっているのか、というふう

に考えております。そういう意味で宮下知事が所得を充実させるということを強調されるのは当然のことながら県庁の中に農業所得を管理と言いますか、把握できる部署を作る。農業者と直接接するような職員の体制を作る。それを踏まえた政策を作るということにならざるをえないのではないだろうか。そうでなければ新しい農業の政策が打ち出せないと思っております。

そういう点で八戸市の農業の実態ということを考えた場合に、皆様の今回送っていただいた資料を見てもらいますと、農業者の所得目標というのは出ております。550万円と出ております。この所得目標は一体どこから出てきているのか。農業者の実態を踏まえてこういう所得が必要だからというふうに積み上げて計算されているわけではなくて、他産業の従事者と比較したらこのくらい必要ですよというそういう計算でできている数字なのですね。そういう点から考えてもなかなか農業者の実態を分かっているようで、実は分かっていないという所に今の政策の色々な課題があると思うのですけれども、八戸市のこの色々な農業政策の中で、例えば農業経営の関係するいろんな部署もあります。そういう中で改めて農業者の実態を踏まえた議論をこの審議会の中で議論できれば、そしてそれが政策に反映できれば大変前向きな議論になっていくのではないだろうかというふうに考えているところです。

県庁の施策が新しくなるそうですけれども、それに色々な注目をしながら八戸市は八戸市として独自にきちんとした政策を作るためのそういう役割をこの審議会がおっていただければいいなというふうに考えているところですので皆様のご協力よろしくお願ひしたいと思います。

●司会

はい、ありがとうございます。続きまして副会長の籠田委員から就任のご挨拶をお願い致します。

●副会長

籠田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

●司会

ありがとうございます。

熊谷市長につきましては、次の公務のため、ここで退席させていただきます。澁谷会長、籠田副会長におかれましては、会長席及び副会長席にご移動願ひます。

●会長

それでは、議事に入る前に、「審議会の公開」と「会議録の確定方法」を皆様にお諮りしたいと思います。

まず、「審議会の公開」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、「会議の公開」につきまして、ご説明いたします。お手元の「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」を御覧いただきたいと思います。

それでは、御説明いたします。附属機関等の会議につきましては、「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」の第2「会議の公開基準」において、原則として公開することとなっております。公開・非公開の決定は、第3「会議の公開又は非公開の決定」で附属機関等の長が会議に諮って行うものとなっております。

また、第6「会議録の作成及び公開」につきまして、公開・非公開に関わらず、速やかに作成し、会議において公開しないこととした情報を除き、公開することとなっております。当審議会で御審議いただきます案件につきましては、会議の公開によって議事運営に著しく支障が生じることはないと思われまことから、事務局といたしましては、会議は原則として公開とする、会議における発言は会議録として記録する、会議録は公開する、傍聴者は会議で発言することはできない、その他詳細については附属機関の会議の公開等に関する取扱いのとおりとする、ということで、審議会を運営していただきたいと考えてございます。

なお、会議及び資料の公開に関する取扱いにつきまして、公開する会議録について、誰の発言か特定できないように、氏名は表記せず、発言者については会長、副会長、委員、事務局等と表記させていただきたいと考えてございます。

また、公開する委員名簿につきましては、個人情報保護の観点から、委員の氏名のみの記載とし、その他の所属や役職等の情報は記載しない取扱いとさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

●会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から当審議会の公開について、説明がございましたが、なにかご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

●委員

なし

●会長

特にご意見がございませんようですので、「審議会の公開」につきましては、事務局の案を採用させていただきたいと思っております。

次に、「会議録の確定方法」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、御説明いたします。

会議録の確定方法につきまして、事務局といたしましては、会議録を速やかに作成し、確定後、公開する必要があることから、会長による承認を受けた後に公開するという方法でお願いしたいと考えてございます。

また、会長が欠席した会議など、会長が承認することができない場合につきましては、規則第4条第4項の規定を準用いたしまして、副会長からの承認を受けた後に、公開させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

●会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から会議録をすみやかに確定して、公開したいという理由から、会長の私が確認し、また、私が欠席した審議会については籠田副会長にご承認をいただくということで、案が出ましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

●委員

なし

●会長

特にご意見がございませんようですので、「会議録の確定方法」につきまして、事務局の案を採用させていただきたいと思います。

続きまして、委嘱後、最初の審議会であり、新しい委員の方もおりますので、八戸市農業関係課の事務概要について、事務局から説明してください。

●事務局

農林水産部の松田と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、日頃より、本市農林水産業の振興に関しまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。私からは、八戸市農林水産部の機構図につきまして、御説明させていただきます。お手元の機構図を御覧ください。

農林水産部は、農政課、農林畜産課、農業経営振興センター、中央卸売市場、水産事務所で構成され、計 62 名の職員が在籍し、本市の農林水産業の振興に関する施策を進めております。また、農政課につきましては、農業委員会事務局を兼務してございます。

本日は、農業関係課の事務概要につきまして御説明させていただきたいと存じます。それでは、農政課、農林畜産課、中央卸売市場、農業経営振興センターの順に、担当部署より説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

●事務局

農政課・農業委員会の松橋です。よろしくお願ひいたします。失礼ですが、着座にて御説明させていただきます。

お手元にお配りしております「八戸ののうぎょう」の 8 ページをお開き願ひます。

当課は、市長部局の農政課と農業委員会の業務を行っており、職員 10 名全員が併任となっております。

令和 5 年度の農政課主要事業の概要について御説明いたします。資料下段の「1 農業振興地域整備計画に関する事」につきましては、10ha 以上の集団的農地などの優良農地を農用地区域として設定し、将来に渡り利用すべき農地を確保するための計画であり、この農用地区域への編入・除外の計画変更が主な業務となっております。

「2 農業委員の選任に関する事」につきましては、農業委員は農業委員会等に関する法律に基づき、市長が任命することになっており、募集、選考等に関する業務を行っております。

9 ページをお開き願ひます。次に、農業委員会の業務について御説明いたします。

「1 委員」につきましては、農業委員 19 名及び農地利用最適化推進委員 22 名の合計 41 名で活動を行っております。

「2 農業委員会の所掌事務」につきましては、「専属的権限に属する事務」と「専属的権限に属さない事務の」2 つに大分されます。

農業委員会の「専属的権限に属する事務」は、代表的なものとして農地の売買・貸借・転用等の農地法等に基づく許認可があり、そのほかに、相続税の納税猶予や農業者年金業務などを行っております。

「専属的権限に属さない事務」は、担い手への農地集積・集約化や、遊休農地の発生防止

など、農地の利用調整を中心に地域農業の振興を図るための業務を行っております。

農業委員会業務の具体的な内容は、11ページから13ページにかけて記載されており、本日は時間の都合上、概要を御説明いたします。

11ページの「3 農政関係活動」につきましては、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、関係機関への建議要望活動や農家相談、情報提供の他、農業者年金制度の普及などに取り組んでおります。

12ページから13ページにかけての「4 農地関係活動」については、「(1) 農地事務の適正処理」にありますように、農地の適正かつ効率的な利用を確保するため、農地の売買、貸し借りなどの権利移動や農地以外の用途への転用等を行う際に、農地法等の関係法令の許可条件に照らし、公正に判断することが最も重要な業務となっており、その他、遊休農地解消活動事業など、農地に直接関係する業務を行っております。

以上で説明を終わります。

●事務局

農林畜産課の寺沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、農林畜産課の事務概要につきまして、「八戸ののうぎょう」の23ページから25ページにかけて3つの項目にまとめておりましたので、順次ご説明申し上げます。

失礼ながら、着座にて説明をさせていただきます。

23ページをご覧ください。

1つ目は「持続可能な農業の確立」でございます。まず、経営所得安定対策直接支払推進事業は、米・麦・大豆などについて、需要に応じた生産の促進と水田農業全体での所得向上を図り、農業経営の安定を図る対策を進めるものでございまして、八戸市農業再生協議会と連携して事業を進めております。

「次の行からから表の最終行までの事業」は畜産振興に係る事業でございまして、生産技術や経営情報の取得につながる畜産共振会等の生産者間の交流を促進するほか、肉用牛群の資質向上を図るとともに、市内産の子牛の購買誘導などを目的として、各事業を実施いたします。

24ページをご覧ください。2つ目は農村生活環境の整備でございます。

傾斜がきつかったり、区画が小さかったりする農地での営農活動を支援する「中山間地域等直接支払事業」を実施するほか、農業者と地域住民による農地・農業用施設等を含む農村環境の適切な保全管理を支援するため「多面的機能支払交付金」を実施いたします。

表の中段、「八戸平原地区総合開発促進協議会負担」から、最終行までの事業では、農業経営の合理化や生産向上が図られるよう、八戸平原地区のかんがい農業の促進のほか、各地域の農業・農村整備事業の円滑な実施に向け、国・県、農業関係団体と連携して進めて参ります。

25ページをお開き願います。3つ目は森林環境の整備でございます。

除間伐等実施事業から林業関係機関等負担では、樹木の育成や森林資源の利活用、林業技術の改良普及を促進するほか、次の漆産業振興事業、危険木伐採支援事業、木質バイオマス利活用促進事業の実施により、地域の特性を活かした森林の育成、森林の適正管理及び木材

の利用促進を図ることとしております。

最後に市民の森不習岳の管理運営でございますが、市民の森の適正な管理運営のほか、除間伐等の実施により樹木育成に努めるとともに、園路等の施設改修により市民の憩いの場として、より一層の利用促進に努めて参ります。

以上をもちまして、私からの説明を終わらせていただきますが、委員の皆様には、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

●事務局

次に、中央卸売市場からご説明させていただきます。八戸の農業とは別に資料を用意しております。

資料タイトル「令和5年度 業務体制及び事業計画 八戸市中央卸売市場」とあります、1ページ目をご覧ください。

1の開設者の役割及び業務体制でございますが、(1)の開設者の役割としまして、中央卸売市場は、生鮮食料品等の円滑な流通を確保する役割を担っております。生産者には、安定的な販売ルートの確保と迅速・的確な代金決済を、消費者には、安全・安心かつ適正な価格で供給し、消費生活の安定を図ることを目的としており、法律・条例などにより、公正な取引が行われるよう指導・監督及び施設の維持管理に努めております。また、令和2年6月から改正卸売市場法が施行され、国の関与が低下し開設者の果たす役割が大きくなったことから、多様化する流通環境に対応できる市場づくりを目指して、市場内の整備及び情報受発信の充実等を行っております。そして、(2)の組織図及び職員数ですが、図のとおり市場長以下9名の職員となっております。次に、(3)の主な業務ですが、①として、市場の取引業務の指導及び監督業務、②として、卸売業者及び仲卸売業者の経営指導業務、③として、市場施設の使用許可及び維持管理等業務、④として、中央卸売市場の運営業務、こちらは市場運営協議会の業務でございます。そして、⑤として、市場施設見学業務でございます。

次に、2の主な事業でございますが、①として電気設備改修工事、こちらは電気室で使用している遮断器等の各機器について、更新推奨期間を超えているものがあることから改修工事を行うものです。そして、②として建物・設備機能の修繕で、こちらは、建物・設備機能等の老朽化が進行してきていることから、年次計画により機能強化及び設備環境の修繕に努めているものです。次に、③として統計調査の実施で、こちらは市場における公正な価格形成と需給の実態を知らせるため、青果・花きの取扱いについて統計調査を行っているものです。2ページ及び3ページに、青果部と花き部の取扱高実績の表を付けております。本日は時間の関係でご説明を省略させていただきますので後ほどご覧いただければと思います。次に、④として卸売市場の役割や機能の普及啓発を行っており、これは、卸売市場の役割や機能の普及啓発を図るため、小学校等からの市場見学を受け入れているものです。令和4年度は29団体1,361名、令和3年度は27団体で1,324名の見学者がおりました。

説明は以上でございます。

●事務局

農業経営振興センターの久保でございます。皆様には、日頃より農業経営振興センターの業務の推進に際しまして、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。私からは、農業

経営振興センターの概要につきまして、「八戸ののうぎょう」に基づき説明させていただきます。失礼ながら、着座の上、説明させていただきます。

それでは、28 ページをご覧くださいと存じます。「1 業務の目的」でございますが、計画立案業務、担い手育成業務、農業金融業務及び野菜、花き、果樹、稲作、畑作等に関する生産振興業務等の農業経営に関する重要な施策を一元的に推進することにより、起農、他産業からの農業参入、既存農業経営者の規模・品目の拡充等を促進し、産業としての農業の振興を図るとともに、市民農園の設置及び農作業体験学習会の開催等により、自然に親しめる潤いのある市民生活の向上に資することを目的とさせていただきます。業務の内容といたしましては、「2 業務の概要」に記載する業務が主なものとなっております。「3 組織図」でございますが、経営支援グループ、生産振興グループの2グループ、計15人で構成してございます。

29 ページをお開き願います。「4 施設の概要」でございますが、総面積が約11.5ha、その中に、管理棟、ガラス温室4棟、ハイプハウス16棟等が配置されてございます。

30 ページをご覧くださいと存じます。「5 沿革」でございますが、昭和30年に「青森県農業試験場南部支場委託野菜展示農場」として、当時の三戸郡大館村に発足したのが始まりとなり、その後、その当時の状況に応じて所在地変更や名称変更等を行いながら、平成11年に現在地に移転、平成23年に機構改革に伴う農業経営に関する支援業務の一元化により、八戸市農業経営振興センターに改称、現在に至っております。

「6 主要業務の概要」につきましては、その下から次ページまでわたりますが、こちらにつきましては、次の案件となります「令和4年度事業報告について」及び「令和5年度事業について」の内容と重複いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

続きまして、32 ページをご覧くださいと存じます。「7 野菜・花きの栽培調査・展示等」でございますが、(1)の栽培調査及び展示は、市内で産地形成されている野菜、花き等に関する栽培調査を実施しているものでございまして、施設野菜のトマトでは、促成栽培における品種比較調査等、ミニトマトでは、促成栽培における品種比較調査等、いちごでは、種子繁殖型品種「よつぼし」の品種特性調査等、ほうれんそうでは、寒締め栽培における品種比較調査、露地野菜のねぎでは、品種比較調査等、ピーマンでは、品種比較調査等、花きのトルコギキョウ、カンパニュラ等では、赤色LED電照栽培技術調査等を行ってございます。

次に、(2)の植物組織培養でございますが、センター内で利用するウイルスフリー苗の育成を実施しております。

次に、(3)の土壌分析でございますが、農業経営者の土壌及び産地形成されている地域のモデルとなる地点の土壌分析を行い、土壌改良の参考とするものでございます。

33 ページをお開き願います。「8 施設の利用実績」でございますが、八戸市市民農園は、農業知識の向上、並びに農業に対する理解を深めてもらうことを目的に平成2年から設置し、農業講座は、農業生産の向上と経営の安定を図るために開講、農作業体験学習は園児等の食育の一環として、そして、家庭菜園講習会は家庭菜園初心者向けに開催しているものでございます。

以上で「農業経営振興センターの概要」の説明を終わります。

●会長

ただいま、事務局から説明のありました八戸市農業関係課の事務概要についてご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

続きまして、令和4年度事業報告、令和5年度事業についての説明を、事務局からお願いいたします。

●事務局

それでは、資料1からご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

まず、八戸市農業計画でございますが、当市では、自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進し、より筋肉質な産業としての農業の振興と持続的発展を図るため、昭和49年から12次にわたり農業計画を策定しております。

計画を着実に推進するため、毎年度、計画に記載している事業の実施状況を市総合農政審議会において報告し、意見を聴取するとともに、経済社会情勢等の変化を踏まえながら進行管理を図り、必要に応じて事業の見直しを行うこととしているものでございます。

第11次計画の計画期間が平成29年4月から令和5年3月までとなっておりますので、令和4年度の事業については、第11次計画に基づくものでございます。

それでは主な事業の概要と決算見込額について説明させていただきます。

3ページをご覧ください。まず、「1 魅力ある農業経営体の育成」の項目でございますが、事業の主なものにつきましては、5ページをご覧ください。1番下の段の、担い手育成総合支援事業は、八戸地域担い手育成総合支援協議会が実施する、各種セミナー等の周知活動及び個別指導の実施等に対する補助で、決算額は18万5千円でございます。

次に、6ページをご覧ください。地域農業経営再開復興支援事業は、新規就農者8経営体に対する経営開始資金及び農業次世代人材投資資金の交付に要する経費で、決算額は1,287万4千円でございます。一つ飛びまして、農業経営基盤強化資金利子補給補助金は、農業経営改善に必要な融資に対する利子補給で、決算額は1万円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

「2 地域特性を生かした八戸農業の推進」の項目でございますが、事業の主なものにつきましては、9ページをご覧ください。農業新ブランド育成事業は、八戸いちごや糠塚きゅうりに関するPRイベントの開催に要する経費で、決算額は123万円でございます。続きまして、環境保全型農業普及促進事業は、直接支払交付金の交付に要する経費が主なもので、決算額は436万3千円でございます。続きまして、経営所得安定対策直接支払推進事業は、経営所得安定対策の普及・推進に要する経費で、決算額は881万3千円でございます。

次に、10ページをご覧ください。特産果樹産地育成ブランド確立事業補助金は、雨よけハウスの整備に対する補助で、決算額は11万円でございます。続きまして、葉たばこ振興対策事業補助金は、日本たばこ産業株式会社の補助事業の補助残に対する補助、集団利用機械の導入に対する補助及び土壌消毒剤の購入に対する補助で、決算額は65万3千円でございます。続きまして、特産そば産地形成奨励金補助金は、そばのコンバインによる刈り取りに

対する補助で、決算額は 515 万 8 千円でございます。続きまして、農業者肥料高騰対策支援金は、肥料の価格高騰分に対する支援金で、決算額は 560 万 6 千円でございます。

次に、11 ページをご覧ください。南郷新規作物研究事業は、ワイン用ぶどう苗木の購入に対する補助金、ワイン用ぶどう雨よけ施設整備に対する補助金、ワイナリーの醸造設備の購入に対する補助金、その他ワインに関するセミナー等の開催、並びに、株式会社ツムラとの薬用作物に関する共同研究の実施に要する経費が主なもので、決算額は 1,008 万 2 千円でございます。続きまして、耕畜連携推進事業パートナー制度は、家畜排せつ物を利用した、たい肥・肥料等の施用（しよ）・管理方法に関する調査・研究を畜産事業者と農業経営振興センターが共同で実施したものでございます。続きまして、農業講座開催事業は、農業の生産性向上及び農業経営の安定に資する講座を開催するもので、決算見込み額は 13 万 4 千円でございます。

次に、12 ページをご覧ください。土壌分析・改良事業は、農地土壌の分析及び土壌改良に関する支援のための経費、そして、植物組織培養事業は、農業経営振興センター内で利用するウイルスフリー苗の育成に要する経費で、決算額は、あわせて 44 万 3 千円でございます。続きまして、野菜・花きの生産振興に関する調査事業は、市内で産地が形成されております野菜や花きの栽培上の課題に対する調査に要する経費で、決算額は 372 万 5 千円でございます。

次に、14 ページをご覧ください。「3 発信型農業の促進」の項目でございます。主な事業は 15 ページとなります。まず、農業新ブランド育成事業は再掲となりますので、ここでは割愛させていただきます。続きまして、上から 3 つ目の観光農園振興事業は、観光農園の PR やイベント等の開催に要する経費に対する補助で、決算額は 30 万円でございます。市民農園事業は、農業に対する理解を深めてもらうことを目的に農業経営振興センター内に開設しているもので、決算額は 42 万 2 千円でございます。

次に、17 ページをご覧ください。「4 他産業との連携による新たな価値の創出」の項目でございますが、事業の主なものにつきましては、農業新ブランド育成事業になり、再掲のため、割愛させていただきます。

次に、18 ページをご覧ください。「5 持続的な農業生産環境の整備」でございますが、事業の主なものにつきましては、19 ページをご覧ください。

中山間地域等直接支払事業は、農業生産条件の不利な中山間地域の耕作放棄の予防等に対する交付金で、決算額は 1,333 万 3 千円でございます。続きまして、多面的機能支払交付金は、農地・農業用施設等の保全管理活動を支援するための交付金で、決算額は 2,081 万 6 千円でございます。

次に、20 ページをご覧ください。「6 八戸飼料穀物コンビナートや冷涼な気候を活かした畜産業の振興」でございます。事業の主なものにつきましては、21 ページをご覧ください。上から 2 つ目になります、優良牛受精卵活用促進事業は、高品質な肉用雌牛（めうし）を利用した受精卵の生産・移植に対する補助で、決算額は 52 万 4 千円でございます。続きまして、肉用牛地域内一貫生産促進事業は、市内産子牛の導入・保留に要する経費に対する補助で、決算額は 2 万円でございます。続きまして、畜産関連産業振興事業は、「八戸地

域畜産関連産業振興ビジョン」に基づき、八戸地域の畜産の振興及び国内一大基地化を推進するための経費で、決算額は3万8千円でございます。

次に、22ページをご覧ください。「7 森林環境の整備」でございます。事業の主なものにつきましては、23ページをご覧ください。除間伐等実施事業は、森林組合が実施する除間伐等に対する補助で、決算額は206万3千円でございます。続きまして、漆産業振興事業は、漆を計画的に植栽し、国産漆の安定供給を図るための支援に要する経費で、決算額は62万9千円でございます。続きまして、市民の森施設改修等事業は、施設の老朽化に伴う共益施設等の改修及び整備に要する経費で、決算額は1,573万円でございます。続きまして、公有林整備事業は、市民の森不習岳の除間伐作業に要する経費で、決算額は91万3千円でございます。

次に、24ページをご覧ください。「8 地域資源を活用した可能性の追求」でございますが、事業は、農業新ブランド育成事業となり、再掲のため、ここでは割愛させていただきます。

以上で、資料1の説明を終わります。

続きまして、資料2の令和5年度事業について説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。まず、第12次八戸市農業計画の概要ですが、計画期間を令和5年4月から令和10年3月とし、昨年度、皆様のお力添えのもと策定したものでございます。地域区分につきましては、第11次計画と同様に11地区に区分しております。続きまして、年間農業所得の目標でございますが、より筋肉質な産業としての農業の振興と持続的発展を図るため、農業で自立していこうとする農業経営体の平均農業所得を570万円とし、他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保することを目標としております。

2ページにまいりまして。目標達成のために講ずる施策の基本方向でございますが、第11次計画からの変更点として、「(8) グローバル化への対応」を新たに中項目から大項目に位置付けております。続きまして、各地区の振興農畜産物でございます。市川地区から中沢地区まで、それぞれ地域の皆様の御意見を踏まえ、定めたものでございます。

3ページをご覧ください。「1 魅力ある農業経営体の育成」の主な事業でございますが、令和4年度事業報告と内容が重複いたしますので、主なものの事業名と予算額のみを読み上げさせていただきます。

まずは、5ページの上から5つ目、担い手育成総合支援事業は予算額25万5千円、続きまして、地域農業経営再開復興支援事業は予算額2,425万3千円でございます。次の農地利用効率化等支援事業は、適切な経営再開マスタープランを策定した地域の中心経営体などに対し、農業用機械等の導入を支援するものでございまして、予算額165万5千円でございます。

次に、6ページをご覧ください。農業近代化資金利子補給補助金は予算額18万2千円、農業経営基盤強化資金利子補給補助金は予算額7千円でございます。

次に、7ページをご覧ください。「2 地域特性を活かした八戸農業の推進」でございますが、9ページにまいりまして、農業新ブランド育成事業は予算額183万7千円、環境保全型農業普及促進事業は予算額471万9千円、経営所得安定対策直接支払推進事業は予算額704

万4千円でございます。一つ飛ばして葉たばこ振興対策事業は予算額68万9千円、10ページにまいりまして特産そば産地形成奨励金事業は予算額550万円、南郷新規作物研究事業は予算額1,790万6千円、農業講座開催事業は予算額20万円でございます。

11ページにまいりまして土壌分析・改良事業は植物組織培養事業と合わせて予算額42万3千円、野菜・花きの生産振興に関する調査事業は、予算額378万1千円でございます。

次に、13ページをご覧ください。「3 発信型農業の促進」でございますが、15ページにまいりまして、上から3番目の観光農園振興事業は予算額30万円、2つ下の市民農園事業は予算額55万6千円でございます。

次に、17ページをご覧ください。「4 持続的な農業生産環境の整備」でございますが、18ページにまいりまして、中山間地域等直接支払事業は予算額1,364万2千円、多面的機能支払交付金は予算額2,115万2千円、下から3番目の機構集積協力金事業は農地中間管理機構を活用し農地の集約に取り組む地域に対する交付金で、予算額3,127万8千円でございます。

次に、20ページをご覧ください。「5 地域特性を生かした畜産業の振興」でございます。21ページにまいりまして、畜産振興事業は畜産共進会への出品に要する経費負担で予算額56万円、優良牛受精卵活用促進事業は予算額63万5千円、肉用牛地域内一貫生産促進事業は予算額20万8千円、畜産関連産業振興事業は予算額252万5千円でございます。

次に、22ページをご覧ください。「6 森林環境の整備」でございますが、23ページにまいりまして除間伐等実施事業は予算額545万円、市民の森施設改修等事業は予算額1億2,900万円、公有林整備事業は予算額117万3千円、森林経営管理事業は、経営管理が行われていない森林の管理に要する経費で、予算額1,106万3千円でございます。

24ページをご覧ください。「7 地域資源の活用による可能性の追求」でございますが、主な事業はいずれも再掲でございます。

25ページをご覧ください。「8 グローバル化への対応」につきましても南郷新規作物研究事業は再掲でございます。

以上で、令和5年度事業についての説明を終わります。

●会長

はい、ありがとうございました。令和4年度の事業報告ならびに令和5年の事業についてご意見ご質問等ございましたらお願いいたしますが、ちょっと私の方から一つ質問させていただきたいのですが、令和5年で新しくなった事業、つまり令和4年度にはなかったけども令和5年からそれが新しい事業になりましたというものと一緒に併せて、それとは別に事業費の変動で比較的大きく変動している事業はあるのかなのかというあたりを、ちょっと説明していただくと分かりやすいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

●事務局

はい。

●会長

お願いできますか。

●事務局

一覧の方から、まず令和5年度の事業の資料の5ページです。一番下の農地利用化等支援事業、こちらにつきましては金額の方が大きく増えている。いくら位というのはあれですけども、大きく国の事業でございまして増えています。

次が10ページです。国産そばのところは50万増えてはいるのですが、そばについては作付けが増えている傾向があるというふうなところで、予算が増えていました。

南郷新規作物の事業につきましては、これは国の事業によって交付金を頂いていたものが計画が終わってしまったので、大幅にこれは減ってしまっていて、代わりに県の事業に乗り換えています。まだこれにつきましては事業に掲載されていないものでございます。そういうのが結構この5年度の事業について掲載されていないものが当初でわからなかったもので、これから増えていく可能性もあって、来年度に実施したという時に出てくる可能性があるもので、以下、同じようなスタイルになっていました。畜産とかで見るとまだあるので。

●事務局

はい。それでは農林畜産課から、担当部分について新規なり、ちょっと増額されている部分についてご説明いたします。

令和5年度事業の23ページ。森林環境の整備の部分の表の中の2つ目、市民の森施設改修等事業のところは令和5年度1億2,900万円という大きな金額になっていますが、ここは不習岳の山頂に向かうアクセス道路、そこの設計業務委託、またこの林間歩道等整備工事というのは不習岳の中の散策道の整備です。実際の工事の費用です。これらがありますので、一応前年度に比べますとだいぶ大きい金額になっていますが、ここの部分については毎年工事があるかないか等でふけさめある部分になります。ですので、まず臨時的な金額だと思っていただけだと思います。

あと最後の項目の森林経営管理事業のところ、1,100万ほどの金額ですね、令和4年度の実績のところにはない項目でありましたが、これまでも実際には森林経営管理事業というのが新たに始まっている部分がありますが、項目として掲載してなかったのが令和5年度のところで改めてこの項目を出ささせていただいて、金額も掲載させておりましたが、これまでもある程度の金額は支出してきたものでございました。以上でございます。

●事務局

追加で。

●会長

追加をお願いします。

●事務局

18ページですね、下から3つ目の機構集積協力金です。こちらは令和4年度はなかった項目で3,100万程なのですが、こちらは農地中間管理機構を通しての地域計画にも関わってくるのですが、そちらの基盤整備の事業で、ある地区で基盤整備に取り組むということで、集約化、集積になると交付金を貰えるということで、これは予定して3,100万程計画しました。以上です。

●会長

ありがとうございました。新しく入った事業並びに事業費が増えた事業について、追加で説明していただきました。今の説明も含めまして、皆さんの方からご質問・ご意見ありましたら、お願いしたいのですがいかがでしょうか。どうぞお願いいたします。

●委員

畜産関係の事業で、先程4年、5年分について説明いただきました。あまりにも事業の数が少ないのと、予算も本当にこんな微々たるものでよくやってきたなというふうに思っています。というのは去年、5年に1度のうちのオリンピック、いわゆる全国和牛能力共進会で鹿児島大会があったわけですが、青森県代表は各地区から選抜して出しました。八戸は1頭もありません。もちろんコロナのせいもあって地区予選的なもの、あるいは品評会的なものは大分できなかつたということはあると思います。しかし5年に1度のやつですよ。これは日々の積み重ねでそこにいくわけですから。それがほとんど、出品がほとんどというかゼロですよ。

やはり、皆さんご承知のとおり日本の輸出のところを見てください。和牛がかなりウエイトを占めているでしょ。ご存知ないですか。そういう伸びている時に、青森県が出せなくてわたわたしているのですよ。この事業の項目を見ても本当に令和4年度なんていうのは、コロナで片づければ終わりですけど、ほとんどないと等しい。あともう少し小さな市町村でもやはりある程度予算をつけてやっていますよ。

肉牛もそうですし乳牛もそうですが、がたがたと個数が減っているのじゃないですか。どうですか皆さん、感じませんか八戸市内について。その辺どう思っているかちょっとお答えいただきたい。

●事務局

はい。

●会長

では お願いします。

●事務局

はい。まず、ご指摘の通り八戸市内での肉用牛なり、畜産農家は、だんだん減少傾向にあって、特に皆さん個人経営の方が多い部分がありますので、後継者の方がいないとか、そういう問題を色々抱えながら零細な状態で経営されているものと思います。

先ほどの予算の部分とかではご指摘ありましたけれども、令和4年度はやはりコロナの関係で共進会の開催が近辺で無くて、まずそういう部分も事業が縮小されていた部分もございますし、関連してちょっと補助金の使われ方も少なかったかなと思います。

つきましては、今後この八戸市内の畜産関係の振興にあたっては、畜産業者等の意見も色々聞きながら進めて参りたいと思っております。以上です。

●会長

どうぞ、お願いします。

●委員

確かにコロナのせいはさっきから申し上げている通りそうなのですが、やはりさっ

き申し上げた八戸より規模の小さい市町村でも、例えば今現実に日本でかなり有名になっている、倉石牛、田子牛、三戸牛、これらはやはり相当のテコ入れをしてやっているのですよ。

それから、八戸も南郷が合併しましたよね。合併前は南郷というのは、相当力を入れ、村で力を入れていい繁殖の雌牛の牛を導入したのですよ。それがずっと残っていて、今でもそれらが、まあいい成績上げていますけど、あとは駄目なのですよ。あとは駄目だっていう言いは失礼かもしれませんが、その時のやつが今でもいい形で、ただ当然それからもう何年経ちます。合併してから、あれから入れていないわけですから。だいたい縮小してきているところなのです。別に誰も輸出するのは青森県から直接じゃなくても、青森県で生産した牛が良ければつれて売れていって松坂牛にもなれますしね、仙台牛にもなっているのですよ。

そういう意味で出してやるっていうことが、いい素材を出せるような状況を作ること、私は必要だと思いますし、特にこれから今日の話には載っていませんけれども、インボイス制度が始まりますよね。そうしますと色んな今度は個人の生産者たちも色々工夫しなきゃいけない場面がかなり出てきているのですよ。やはり行政としてどういう対応していただけるのかということが、今後これ以上個数を減らしていかないような、伸ばしていくようなかたちの方向に持っていくことが可能になるかならないかの状況を作ってくれるのではないのかなというふうに思うものですから申し上げました。

●会長

ありがとうございます。もう一回検討していただき、ご意見を踏まえて考えていただければと思っております。

他にご意見、ご質問ありましたら、いかがでしょうか。

たい肥を八戸から輸出したというニュースになったのをちらっと見た時、あれはなんだったのですか。

●委員

三戸。

●事務局

八戸からじゃなくて、三戸ですね。

●委員

三戸です。

●委員

スターゼンさんです。

●委員

牛肉ですね。我々の三戸と今回いらっしゃるのが七戸から、いわゆる青森県の統一ブランドを作ってできるだけ出してやろうと。それに八戸が一つも絡まないというのは寂しいなという気がしたものですから。

●委員

ありがとうございます。

●会長

皆さんのほうから、いかがでしょうか。なかなか具体的な事業となると、ご意見も出しにくいところもあるかもしれませんが、一応、令和4年度事業および令和5年度の事業につきまして皆さんにご理解いただき、内容については進めていただきましたということで、次の件に移らせていただきたいと思います。

続きまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更についての説明を、事務局からお願いいたします

●事務局

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について御説明いたします。資料につきましては大きく二つの項目を説明いたしますが、基本構想の変更に至った経緯と主な変更内容についてです。

まず、1の経緯についてです。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その目標の明確化を図り、目標設定の基本となる考え方、地域において育成すべき農業経営の規模、生産方式、農業従事の様態等に関する営農類型ごとの指標、農用地利用集積の目標を定め、実現のための施策、措置を定めたものでございまして、この基本構想に沿って農業経営改善計画いわゆる認定農業者の認定や、農地利用集積計画・農地の貸借の策定等を行っているものでございます。

今回、農業経営基盤強化促進法の一部が改正されこれは令和5年4月1日に施行されておりますが、この改正に伴い、市町村が基本構想に定める事項が改正されたことから、追加された事項、主には農業を担う者の確保及び育成に関する事項や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項、地域計画に関する事項について記載するものでございます。

下の※印にありますように、現在の基本構想に示している目標年度、令和12年度としておりますが、この目標年度や担い手の経営目標や新規就農者数といった目標値、農地集積面積等の変更はございません。

次に2の主な変更内容でありますが、表の左側の項目は第1から第6のその他までで構成されており、右欄には変更内容を記載しております。

第1については、法改正に伴う文言修正でございます。

第2及び第2の2については先ほど変更なしと言いました目標年度や担い手の経営目標といったものを記載しているもので、変更はございません。

第3は新設された項目でございます。

確保育成に向けた考え方や市の取組内容を記載したもので農業に関わる全ての人材に支援していくことや、関係機関との役割分担について新たに記載したものです。

第4、第5はこれまでもあった項目で、新たに令和6年度末にかけて策定する地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら農用地の集約化を進めることを追記しているものでございます。

第6については、これまで記載があった事業についても法改正に設けられた経過措置により実施できることとする旨を追記しております。

なお、今回の総合農政審議会では皆様から意見を伺い、8月には県との協議を進めていく予定としております。

説明は以上でございます。

●会長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問ということになるのですが、これにつきましては私のほうから解説をお願いしたいのですが、第3、第4、第5、その他というところがありますけれど、何故こういう変更が必要になったというふうに、理解すればよろしいですか。

これまでと違って、こういう変更しますと、法の改正でこうなりますというふうになったわけですけど、法の改正の趣旨、つまりこれらを修正しようと、修正ではなくて変更しようと、新規に付け加えよう、追記しようというふうにした意図はあるいは目的はどういうことか、これまでとなぜ違ってこういうことをなぜ必要としているのかという辺りを、解説していただくと、ありがたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●事務局

はい。

●会長

どうぞ。

●事務局

まず、なぜこれが必要か。っていうか。

●会長

なぜ必要かというよりは、どうしてこういう追記なり、新設と追記が必要と判断されているのでしょうか。国の立場では、なぜこんなこういうことをやろうとしているのかということですね。

●事務局

地域、これまでの人・農地プランというのは、農地をどうやって維持していくかというのが元々スタートであって、それが年を追うごとに耕作放棄地だったり担い手が不足していつ一向に改善されていないという状況から、これまでも何度か国のほうでやり方を変えてきております。

今回法律にも基づいて策定するという義務づけになったのです。というのは、大きく違うところは、多分農地一筆ごとに誰が今後10年間で担っていくかとか。あとは誰が譲るか退職の話ですね。それを具体的に目標とした地図を作りなさいというふうなところにまで落とし込んだ法律が出来上がったので、それに伴って、今、基本構想というのは、それに基づいて構想が出来ているのですけれども、そこも連動して変えなければならないというふうなところだと思いますが、どうでしょうか。

●委員

私の方に振られたのですね。ちょっと表現が適切なのか、ちょっと大変恐縮なのですが、発言はよろしいですか。

●会長

どうぞ。

●委員

今までの人・農地プランというのがちょっと表現が適切なのかわかりませんが、やっぱり、ポイント、事業を使う上でのポイントが主な目的でなかなか人・農地プランを作っていたのですけど魂が入っていないとか、ほわっとした様な形だったのですけど。

今回、久保課長様にご説明していただいたようにしっかり磨いて、明記していただいて、それも地図も明確にして。これまで農地の集積・集約に向けた取り組みとか事業はかなり継続して行っているのですけどなかなか集積が図られていないということで、今回、基盤強化促進法の一部改正を行いまして、明確にして。あと農地中間管理機構の方の役割も明確にして、農業委員会の方の役割も明確にしたということで、やはり今後法律の改正が行われたという様なことでございます。

ちょっと適切ではない表現も含まれるのですけど、明確に、なおかつ一筆ごと、地域の担い手、多様性も重視しながらというふうなことになります。

●会長

そういう趣旨で変更ということが必要になり、現在その変更内容についてその文言も含めて提示されていますということですが、これについて何か意見を言えと言ってもなかなか難しい所があるなということがありますけれど、事務局の立場としてはどういう様な意見であれば、ありがたいでしょうか。

●事務局

はい。

●会長

なかなか良いとも言えないところもありますけど、そういうふうになかなか言えないというのが中身はよく理解できないところがあるのでという意味で言っているのです、どうぞお願いします。

●事務局

はい、変更についてはこの後も変更可能なので、ここの文言はどういったことかというふうな意見があれば反映させたり、基本この方向でいってよろしいですかと伺いのような形にはなっておりますので、もしご意見があればということではございました。以上です。

●会長

わかりました。そういう趣旨でのご意見あるいはご質問ということでも構いませんがいかがでしょうか。

もっとざっくり申し上げると、この経営基盤強化の促進に関する基本構想とか、その人・農地プランというものが、そもそも意外と役所で作られたもので、現場ではあまり役には立っていませんから、もうちょっと役に立つようなものにするために、具体的なレベルで考えてくださいというふうになりましたということで、簡単に考えればそういうことだなというような意味で、市の方でも文言がどうのこうのというよりは、そういう趣旨で活動に使えるような内容にしてくださいということだと思いますので、大まかに良い悪いというよりはこういう趣旨で変更だと思うのですけれども、これを踏まえてどういう施策になっていくのかということ、先ほどの令和5年の事業内容にもありましたけれども、集積の問題とか

色々話題が出ていますけれども、そういうものに繋げていければ良いのではないかなというのが私としての意見としてあります。

●事務局

はい、わかりました。

●会長

他にいかがでしょうか。皆さんの方からは。法律はこういう形での変更になったのでそれぞれがそれに対応したものをというふうに考えなければならないということで、義務的にもそれをやらなきゃならないということで色々動いてはいるのだと思いますけどね。

少し話題は変わりますけれども、ここに最初に私が申し上げました、所得目標がありますけど、これに関わって色んな問題もありますけれども、その辺につきましてはまた別な、すみませんちょっと話題が別ですね。この基本構想の変更ということにつきまして皆さんからご意見ご質問いただければと思います。いかがでしょうかね。

●委員

すみません。いいですか。

●会長

どうぞ、お願いいたします。

●委員

いつも思うのですけれども、国なり県なりの行政の補助事業に対するこういう改正というのは物凄く分かりにくく、わざと分かりにくくしているのではないかと思うようなことが物凄く感じるのですよ。ですから一般の農家の方々が何か申請するといっても、手続きが物凄く面倒なのですね。それで二の足を踏むとか、手続きが物凄く色んな資料これ出せあれ出せてやっている割には例えば出てくるお金も少ない。期間だけはかかる。もらった時には、受け取った時には、その事業はほとんど用はない。そういうことが多いのですよ。

ですから、こういう法律改正、良い方向に向かいたいというのは我々もわかるのですよ。できれば協力したいのですよ。ただそれがちゃんとわからないままで進められると、使い勝手が悪い、しかもそんなものやる必要あるのかっていうことにもなってくるのではないのかなど。

ましてこの人手不足でこのような状況になってきているときに、例えば規模を大きくしろとか集約しろと言ったって、どうすればできるのだというふうなこととか、牛の場合でも放牧、作物をできるだけそっちでやれっていうのは、だから自給飼料を多くする方向には向かいつつあるのですよ。

ところがそれを実現するにはどうすればいいか。これはなかなかですね、そのところをもう少し行政なりがわかりやすくかみ砕いて、こういうふうなことをすれば、それは進められますよとかいうことをしてもらわないと、とてもとても絵に描いた餅で終わることは今でもそうですけども、これからもそういうことの可能性が高いのではないかなという気がしたものですから、今申し上げました。

●会長

ありがとうございます。こういう基本構想というのは一般的な農業者には金はあげません

という考え方になっています。つまり基本構想にのっとった基準、これを満たさない農業者には国の補助事業とか様々な支援は行いませんという、そういう考え方が根底にあって、こういうものが必要になっているわけです。

そもそも、書類をクリアしなければ、認定農業者になれない。認定農業者だから優遇して支援しましょう。そのためには必ず基準が必要になるという意味でこの構想が必要。それから地域ぐるみの取り組みもある程度こういうエリアで、面積、要件とか、複合作物とか要件とかそういうものをクリアしなければ、お金は出せませんというふうな考え方に基づいてやられているものです。

ですから、みんな申請すればみんな通るというものではないというものが国の考え方なので、そこについてそもそもそんなおかしいなという話も当然あるわけですし、ただ、今の制度の中ではそれをクリアしないと補助事業とか支援は受けられませんというふうな形で、こういうものが出来上がっているのですが、じゃあ先ほど山内委員が言われたように、これらに基づいて、どういってお金が可能なのかとかというところまで丁寧に、どの程度農業者の方に情報がいつているのかどうかということでは、色々な事業があるのです。

実際には、今の農業者は、農地とか農業生産だけで終わらず、様々な加工業から始まりまして様々な補助事業がある。そうすると、農水省だけではなくていろんな省庁も入ってくる。そうすると、当然色んな省庁、農水省とか総務省とかもろもろあるのです。ですから、そういうことを考えた場合に各省庁の問題よりも、末端の市町村がそれを消化しきれなくて、どうしたらいいのだろうか、あるいは農業者の方がいろんな情報を持っていて、これはどうと言われても中々対応できないという、そういう問題も出て来ているというふうに思うのです。ですから、その辺は八戸市に限らずの問題ですけれども、市の方も農業者に適切な情報をどう出していくのかということについては、やはり検討しなければならない課題だなというふうには思っているところです。

この基本構想の変更ということにつきまして、中々議論しにくいところもありますけれども、こういう方向で市の方で施策として、もっと具体的な内容を詰めたものを事業としてやって頂ければというふうなことで、変更そのものよりもこれをうまくどういうふうに生かすのかという視点でやっていただくということで、考えてもらえてくれればいいのではないかなというふうに思います。どうぞお願いいたします。

●委員

構想であればひたすら理想の姿、こうしてこういう方向で持っていくということが大前提だと思ふのです。それであればその道筋をもう少し分かりやすくご説明していただけるようなことをしていただかないと、道はそれたらいけませんから。

それから先ほど補助事業とか云々話していましたが、私が知っている関係ではクラスター事業、これはすごくみなさんは利用させていただいて、かなりの金額も使われているということで、これはある意味使い勝手が良いです。ちゃんとそれはもちろん規約はありますから、それを守っての話でやってらっしゃるので、そういうふうに分かりやすければいいのですけれども、これはまだ構想の段階ですから、そんな補助事業とまた違う意味合いではありますけれども、それであればあるほどどういう目標でそれにはどのようなルートでいけ

ばいいのか。その辺やはりもう少し具体的に考えられるような体制を作ってもらわないと、なかなかこの構想でどうですかと言われても、先ほど会長さんおっしゃったみたいに、構想の目的はどうなって、どういう経緯でそうなったのだというのが、今さっき、少し、少しですよ、分かりかけたぐらいですから。まだまだこれは本当に周知徹底してもらうには、やはり相当の詳細な説明をして頂かないと難しいのかなという気がいたします。

●会長

ありがとうございました。今の委員のご発言は例えば変更内容の3のところ、育成に向けた考え方、市の取り組み内容、関係機関と役割分担について新設したというのであれば、これはどのような中身になっているのだろうかとか、具体的に書かれているとは思いますが、それでも、その辺も含めてご報告していただければ、より理解できたのではないだろうかというふうに理解できますね。改めてというよりは、そういう課題はあるのでということですが、何か事務局からありますか。

●事務局

そうですね、分かりにくいというか繋がりがということで、基本構想があつての12次農業計画があるという構成にはなっていて、皆さんと一緒に作りました12次計画の地区毎の方向だったり、地区毎じゃなく基本の方向っていうのも、570万の今の所得を達成するための政策ということで、目標を達成するための政策で今度、12次計画があるという役位置づけにはなっています。

なので、この事業を使ってやっていくっていうふうな道筋には見えないかもしれないですけども、そのような方向で取り組んでいくっていうふうなのを農業改革では謳っているのです。その進捗管理がこの場になっていましたので、もう少しわかりやすく、次は関連づけた説明できるようにしたいと思います。

●会長

わかりました。今の説明はそれでよく理解できましたけれども、この変更の説明の時に新設したのはこういう部署だと、これは従来なかったわけだから新設した場合の収支なり中身はこういうものだっていうふうに説明してもらえば、より分かりやすいなというお話だったと思いますので、今事務局からの説明は全体の枠組みの話だと思いますから、この業務コースの変更についてということだけで限定して言えば、私がいま言ったような説明があれば、より理解できたのかなという趣旨の委員の発言でしたということでもよろしいでしょうか。他に何かございますかね、中々難しいといいますが、こういう変更もありますという紹介というところで、もうちょっと詳しく説明してもらえば良かったなというところもあると思いますが、他に特にございませんか。

一応この一枚紙の主な変更内容でおおよそこういうふうな変更になるのだなということを確認できたということであれば、それで了解ということにしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

●委員

はい。

●会長

その他、何かございませんか。

以上をもちまして、審議会を終了いたします。

委員の皆様には、今後ともご協力を賜ることになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

●事務局

皆様お疲れ様でした。

それではこれもちまして、令和5年度第1回八戸市総合農政審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。